

SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF (ITE)

**運用報告書**

2014年6月30日

## 目 次

プレジデントの受益者に対するレター	3
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF — パフォーマンスの概要	7
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF — ポートフォリオの概要	9
財務諸表	12
財務ハイライト	15
財務諸表に対する注記(抜粋)	16
独立した公認会計士事務所の報告書	29
その他の情報	31

### 免責事項

この運用報告書の日本語版は SPDR シリーズ・トラスト(Fixed Income Fund)の 2014 年 6 月 30 日付 Annual Report の記載事項の翻訳に基づいており、日本における投資家の参照用に作成されたものです。投資家は、英語版および日本語版との間に齟齬が生じた場合、英語版が優先されることにご留意下さい。

(注) 本書において、米ドルの円貨換算は、2014 年 12 月 5 日現在の株式会社三菱東京 UFJ 銀行の対顧客直物電信売買相場仲値(1 米ドル=119.83 円)による。また、本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限らない。

なお、米ドルの円貨換算および脚注の記述事項は、原文には含まれておらず、監査報告その他本書面上の報告の対象たる財務諸表を構成するものではない。

## プレジデントの受益者に対するレター

受益者の皆様

前年度は、予想に反する展開をみせました。前の年の上昇軌道が途切れずに続くということではなく、株式は、本年初めには低迷したものの後に回復し、債券は持ち直しましたが、金利は落ち込みました。こうした状況に対して、市場は、金融政策の国際的協調や、投資家の自信の増幅といった、重要な不変的要素により支えられました。世界市場は、米国とヨーロッパの主導により、ゆっくりとですが着実に成長し続けています。

現在のところは変動は依然として低いものの、投資家は、イラクの宗派間抗争、米国とヨーロッパによる対ロシア制裁、イスラエルとハマスの衝突をはじめとする近時の地政学的展開が、今後の市場の混乱を生じさせる可能性があるため、注意しておくべきです。

このような不確実性により、正確な投資判断を行う必要性が強調される中で、投資家は、ETF が透明かつ安い費用で、世界市場への流動的アクセスを提供できることから、広範囲にわたる ETF を利用し続けました。特に注目すべきは、ETF 業界全体の運用資産が記録的な高水準にあることです。

投資家の投資目標の達成を支援する投資商品を提供することに対する継続的なコミットメントの一環として、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ(State Street Global Advisors)は、2013 年 7 月より、多くの新たな SPDR ETF の運用を開始しました。

### 新たな株式 SPDR

SPDR ラッセル 2000 ETF (SPDR Russell 2000 ETF) (ティッカーシンボル: TWOK)は、手数料と費用の控除前で、上場米国小型株のパフォーマンスに連動する指数のトータル・リターン・パフォーマンスに概ね対応する投資結果を提供することを追求します。

### 新たな債券 SPDR

SPDR バークレイズ 0~5 年物 TIPS ETF (SPDR Barclays 0-5 Year TIPS ETF) (ティッカーシンボル: SIPE)は、手数料と費用の控除前の段階で、米国財務省証券市場の 0~5 年物のインフレ連動債セクターに連動する指数の価額とイールドパフォーマンスに概ね一致する投資結果を提供することを追求します。SPDR バークレイズ・インターナショナル・ハイ・イールド・ボンド ETF (SPDR Barclays International High Yield Bond ETF) (ティッカーシンボル: IJNK)は、手数料と費用の控除前の段階で、米国外の発行体のハイ・イールド社債市場に連動する指数の価額とイールドパフォーマンスに概ね対応する投

資結果を提供することを追求します。

私どもは、SPDR ファミリーにこれらの新しい商品が加わったことを非常に誇りに思っています。ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察を含め、SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF (ティッカーシンボル：ITE)に関するその他の情報については、同封の2014年6月30日付運用報告書をご覧ください。

SPDR シリーズ・トラストを代表して、皆様の変わらぬご支援に感謝いたします。

[署名]

エレン・M・ニーダム (Ellen M. Needham)

プレジデント

SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF  
(SPDR Barclays Intermediate Term Treasury ETF) –  
ファンドのパフォーマンスに関する経営陣による考察

SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF (SPDR Barclays Intermediate Term Treasury ETF) (以下「本ファンド」という。)は、手数料および費用の控除前の段階で、米国財務省証券市場の 1～10 年物セクターに連動する指数の価額およびイーールド・パフォーマンスに概ね一致した投資結果を提供することを追求している。この目的を追求するに当たって、本ファンドはサンプリングという戦略を用いている。

2014 年 6 月 30 日終了の 12 ヶ月間(以下「報告期間」という。)について、本ファンドのトータル・リターンは、1.39%であり、バークレイズ米国中期国債指数 (Barclays Intermediate U.S. Treasury Index) (以下「本インデックス」という。)のトータル・リターンは、1.51%であった。本ファンドと本インデックスのリターンは、配当およびその他の利益の再投資を反映している。本ファンドのパフォーマンスは、売買委託手数料および投資顧問費用を含め、本ファンドの運用費用を反映している。本インデックスは運用されておらず、本インデックスのリターンは、リターンにマイナスの影響を及ぼす、いかなる種類の手数料および費用も反映していない。ファンドの費用が、本ファンドのパフォーマンスと本インデックスのパフォーマンスとの違いの一因となっている。

報告期間中、全てのバークレイズ米国財務省証券の指数は、あらゆる満期についてプラスのトータル・リターンを公表した。しかしながら、報告期間の前半の 6 ヶ月間は、この最終結果には投資家感情は織り込まれていなかった。12 月末までに、連邦準備銀行が量的緩和策の縮小開始を発表したことにより、投資家は、米国の成長が上昇軌道に乗ったものと考えた(これにより財務省証券は落ち込むことになる)。しかしながら、2014 年第 1 四半期は、多くの者が期待した米国の経済成長が実現することはなかった。多くの者が厳しい冬の天候のせいにした。当該四半期の最終 GDP は、年率換算で-2.9%であった。2014 年第 2 四半期は、成長するかどうか曖昧なままであったこと、ウクライナとイラクの地政学的問題により、財務省証券やその他の「安全な避難先」である資産は、多くの支持者を見いだした。米国財務省証券は、当四半期中に持ち直した。

具体的に財務省証券カーブの 1～10 年物の部分のパフォーマンスを見ると、報告期間中の第 2 四半期のパフォーマンスは、この証券の利回りが報告期間始めに見られた低い水準には、わずかながらに及ばなかった。固定金利の財務省証券のトータル・リターンは、価格リターンとクーポン・リターンという二つの要素で構成されている。したがって、価格リターンの観点から見れば、当該期間は、価格と利回りとが反対方向に動くことから、わず

かながらマイナスを記録した。しかしながら、クーポン・リターンは、この落ち込みを補って余りあるもので、インデックスのパフォーマンスをプラスとした。

上記の見解は、報告期間のみを通じた本ファンドのパフォーマンス・マネージャーの見解を反映したもので、必ずしもアドバイザーの見解を全て反映しているものではない。この見解は、市場その他の状況により常に変更されることがあり、アドバイザーは、この見解を最新のものに更新する責任を負わない。この見解に投資助言として依拠することはできない。ファンドの投資判断は多くの要素に基づいているため、この見解をファンドのために取引を行う意思を示すものとして、あてにすることはできない。

SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF —  
パフォーマンスの概要

純資産価額による本ファンドのトータル・リターン、市場価格に基づくトータル・リターンおよびそのベンチマークとなるインデックスについてパフォーマンスを示す以下の表は、比較目的のために記載されており、表示された期間を示している。本ファンドの受益権 1 口当たりの純資産価額(以下「NAV」という。)は、本ファンドの受益権 1 口の価額であり、資産総額から負債総額を控除した後の額を発行済みの受益権数で除して計算される。NAV リターンは、本ファンドの NAV を基準とし、市場リターンは、本ファンドの受益権 1 口当たり市場価格を基準とする。市場リターンの計算に使われる市場価格は、本ファンドの受益権が上場されている取引所における本ファンドの NAV の計算時の買い呼び値の最高額と売り呼び値の最低額の間値を用いて決定される。本ファンドの受益権は本ファンドの運用開始から数日が経過するまでは流通市場で取引されていなかったため、運用開始から本ファンドの受益権の流通市場での取引が初めて行われた日(それぞれ 2007 年 5 月 23 日、2007 年 5 月 30 日)までの期間については、本ファンドの NAV が、市場リターンを計算するための流通市場での取引価格の代わりとして用いられている。NAV および市場リターンは、配当とキャピタルゲインの分配金が、NAV により本ファンドに再投資されていることを前提としている。市場リターンには、流通市場での取引について支払われる売買委託手数料は含まれていない。売買委託手数料を含めたとしたら、市場リターンはこれより低くなるものと思われる。

インデックスは、特定の金融市場またはセクターについての統計的測定基準である。インデックスは、実際には証券ポートフォリオを有していないため、手数料または費用の控除額は反映されない。これに対して、本ファンドのパフォーマンスは、こうした控除額のマイナスの影響を受ける。

**記載されているパフォーマンスは、過去のパフォーマンスを示すものであり、将来の結果を保証するものではない。投資リターンと元本価値は変動するものであり、受益権を売却した際に、利益を得ることも、損失が生じることもある。現在のパフォーマンスが、以下に記載されたものを上回ることも、下回ることもある。直近の月末のパフォーマンスについては、[www.spdrs.com](http://www.spdrs.com) をご覧頂きたい。リターンは、受益者が本ファンドの分配金または本ファンドの受益権の償還もしくは売却に関して支払う租税の控除額は反映していない。2013 年 10 月 31 日付目論見書の手数料および費用表に記載されている SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF の費用総額割合は、0.1345%である。**

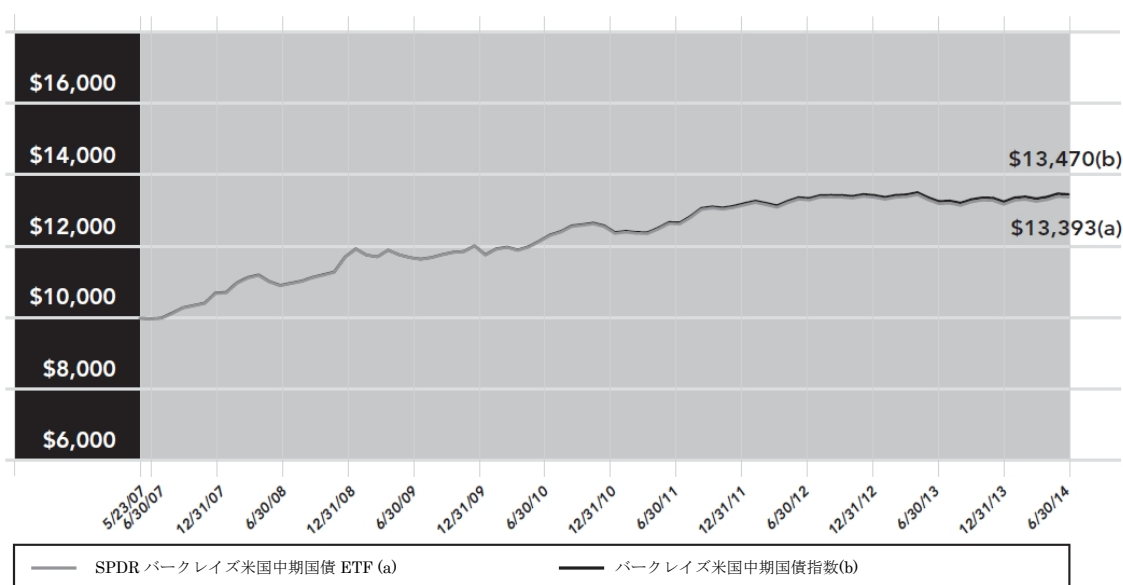
財務諸表に対する注記を参照。

## 2014年6月30日現在のパフォーマンス

	累積トータル・リターン			平均年間トータル・リターン		
	純資産価額	市場価格	バークレイズ 米国中期国債指数	純資産価額	市場価格	バークレイズ 米国中期国債指数
1年	1.39%	1.43%	1.51%	1.39%	1.43%	1.51%
3年	5.94%	5.87%	6.29%	1.94%	1.92%	2.05%
5年	14.93%	14.84%	15.56%	2.82%	2.81%	2.94%
開始以降(1)	33.93%	33.93%	34.70%	4.20%	4.20%	4.28%

(1) 2007年5月23日から2014年6月30日までの期間

## 投資額 10,000 ドルの価値の変化の比較(純資産価額ベース)



過去のパフォーマンスは、将来の結果を示すものではない。

本インデックスのリターンは運用されたものではなく、手数料および費用の控除額を反映していない。本インデックスのリターンは、収益、値上がり益および損失の全ての項目と、配当およびその他の利益の再投資を反映している。



SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF —  
ポートフォリオの概要

2014年6月30日現在の保有額上位5位

銘柄	TREASURY NOTES, 2.63%, 11/15/2020	TREASURY NOTES, 1.75%, 5/15/2023	TREASURY NOTES, 1.50%, 8/31/2018	TREASURY NOTES, 2.75%, 11/15/2023	TREASURY NOTES, 1.00%, 9/30/2016
市場価値	\$2,581,081	2,276,711	2,156,843	1,981,209	1,895,357
純資産に対する 百分比(%)	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1

(保有額の上位5位は変わる可能性があり、本ファンドが特定の会社に投資し続けるという保証はない。)

2014年6月30日現在の資産配分\*

	純資産に対する 百分比
米国財務省債券	99.3%
短期投資	12.9
その他の資産および負債	(12.2)
合計	100.0%

\* 本ファンドの資産配分は、純資産に対する百分比として表示されており、時間の経過とともに変更する可能性がある。

## SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF

## 投資一覧

2014年6月30日

銘柄	元本額	価額	銘柄	元本額	価額
米国財務省債券—99.3%			0.75%, 2/28/2018	760,100	748,197
Treasury Bonds			0.75%, 3/31/2018	\$784,000	\$770,288
6.25%, 8/15/2023 (a)	\$210,500	\$277,666	0.88%, 9/15/2016	848,300	854,476
7.13%, 2/15/2023	186,700	257,164	0.88%, 11/30/2016 (a)	918,800	924,432
7.25%, 5/15/2016 (a)	363,000	409,290	0.88%, 12/31/2016 (a)	1,698,600	1,707,518
7.25%, 8/15/2022	178,400	245,177	0.88%, 1/31/2017	820,300	823,999
7.50%, 11/15/2016	235,400	273,645	0.88%, 2/28/2017	1,649,900	1,656,071
7.63%, 11/15/2022	157,600	222,252	0.88%, 4/15/2017 (a)	622,200	623,681
7.88%, 2/15/2021 (a)	122,400	167,348	0.88%, 4/30/2017	1,669,600	1,672,589
8.00%, 11/15/2021	297,600	416,857	0.88%, 5/15/2017	907,400	908,580
8.13%, 8/15/2019	274,800	362,752	0.88%, 6/15/2017	1,000,000	1,000,310
8.13%, 5/15/2021 (a)	56,000	77,963	0.88%, 1/31/2018 (a)	647,100	640,940
8.13%, 8/15/2021	56,000	78,501	0.88%, 7/31/2019	355,700	342,077
8.50%, 2/15/2020	122,400	166,753	1.00%, 8/31/2016	918,800	928,310
8.75%, 5/15/2017 (a)	187,700	230,000	1.00%, 9/30/2016 (a)	1,877,000	1,895,357
8.75%, 5/15/2020	99,600	138,277	1.00%, 10/31/2016	1,627,100	1,642,427
8.75%, 8/15/2020	186,700	261,053	1.00%, 3/31/2017	847,200	852,266
8.88%, 8/15/2017 (a)	122,400	152,339	1.00%, 5/31/2018	1,638,500	1,620,739
8.88%, 2/15/2019 (a)	187,700	250,123	1.00%, 6/30/2019 (a)	406,500	394,000
9.00%, 11/15/2018	144,100	190,809	1.00%, 8/31/2019	534,100	515,962
9.13%, 5/15/2018	199,100	258,910	1.00%, 9/30/2019	549,600	530,287
9.25%, 2/15/2016	145,200	166,269	1.00%, 11/30/2019	549,600	528,336
9.88%, 11/15/2015	167,000	189,122	1.13%, 5/31/2019	430,400	420,682
10.63%, 8/15/2015	102,700	114,740	1.13%, 12/31/2019	708,300	684,381
Treasury Notes			1.13%, 3/31/2020	638,800	613,957
0.25%, 7/15/2015	843,100	843,892	1.13%, 4/30/2020 (a)	708,300	679,663
0.25%, 7/31/2015	1,029,700	1,030,709	1.25%, 8/31/2015 (a)	890,800	902,176
0.25%, 8/15/2015	1,533,700	1,535,080	1.25%, 9/30/2015	882,500	894,325
0.25%, 9/15/2015	784,000	784,737	1.25%, 10/31/2015	898,000	910,554
0.25%, 9/30/2015 (a)	848,300	849,165	1.25%, 10/31/2018	717,600	712,039
0.25%, 10/15/2015 (a)	1,561,700	1,563,293	1.25%, 11/30/2018	1,675,800	1,660,701
0.25%, 10/31/2015	1,453,900	1,455,092	1.25%, 1/31/2019	501,900	496,264
0.25%, 11/30/2015	1,348,100	1,348,693	1.25%, 4/30/2019 (a)	335,000	330,009
0.25%, 12/15/2015 (a)	784,000	784,149	1.25%, 10/31/2019 (a)	321,500	314,015
0.25%, 12/31/2015	999,700	999,750	1.25%, 2/29/2020 (a)	617,000	598,299
0.25%, 2/29/2016 (a)	1,249,600	1,248,338	1.38%, 11/30/2015	928,100	943,052
0.25%, 4/15/2016	784,000	782,213	1.38%, 6/30/2018	689,600	691,179
0.25%, 5/15/2016	941,600	938,907	1.38%, 7/31/2018	689,600	690,517
0.38%, 8/31/2015	760,100	761,939	1.38%, 9/30/2018	1,872,800	1,870,459
0.38%, 11/15/2015 (a)	784,000	785,803	1.38%, 11/30/2018 (a)	343,200	342,249
0.38%, 1/15/2016	760,100	761,309	1.38%, 12/31/2018	431,400	429,562
0.38%, 1/31/2016 (a)	1,037,000	1,038,514	1.38%, 2/28/2019	1,320,100	1,310,595
0.38%, 2/15/2016	1,278,600	1,280,134	1.38%, 1/31/2020	568,300	555,712
0.38%, 3/15/2016 (a)	784,000	784,447	1.38%, 5/31/2020	588,000	571,654
0.38%, 3/31/2016	999,700	999,900	1.50%, 6/30/2016	903,200	921,842
0.38%, 4/30/2016	933,300	933,011	1.50%, 7/31/2016	918,800	937,911
0.38%, 5/31/2016 (a)	1,037,000	1,036,025	1.50%, 8/31/2018	2,145,600	2,156,843
0.50%, 6/15/2016	918,600	919,730	1.50%, 12/31/2018	1,249,600	1,250,375
0.50%, 6/30/2016	1,000,000	1,000,820	1.50%, 1/31/2019	777,800	777,341
0.50%, 7/31/2017	1,589,700	1,568,652	1.50%, 2/28/2019	1,249,600	1,247,601
0.63%, 7/15/2016	689,600	691,745	1.50%, 3/31/2019	320,400	319,714
0.63%, 8/15/2016	760,100	761,977	1.50%, 5/31/2019 (a)	777,800	773,849
0.63%, 10/15/2016	1,507,800	1,509,338	1.63%, 3/31/2019	749,800	751,967
0.63%, 11/15/2016 (a)	633,600	633,739	1.63%, 4/30/2019 (a)	777,800	779,262
0.63%, 12/15/2016 (a)	999,700	999,130	1.63%, 6/30/2019	1,000,000	999,960
0.63%, 2/15/2017	1,249,600	1,246,501	1.63%, 8/15/2022	715,500	679,267
0.63%, 5/31/2017	1,669,600	1,658,514	1.63%, 11/15/2022 (a)	1,365,700	1,290,819
0.63%, 8/31/2017	1,533,700	1,516,845	1.75%, 7/31/2015	1,769,100	1,799,387
0.63%, 9/30/2017	689,600	681,063	1.75%, 5/31/2016	688,600	706,070
0.63%, 11/30/2017	1,550,300	1,526,673	1.75%, 10/31/2018 (a)	386,800	392,308
0.63%, 4/30/2018	745,600	728,041	1.75%, 10/31/2020	1,507,800	1,486,495
0.75%, 1/15/2017	1,037,000	1,038,701	1.75%, 5/15/2022 (a)	1,021,500	983,245
0.75%, 3/15/2017 (a)	749,800	749,747	1.75%, 5/15/2023	2,403,800	2,276,711
0.75%, 6/30/2017	836,900	833,552	1.88%, 8/31/2017	815,100	838,257
0.75%, 10/31/2017	1,587,700	1,572,236	1.88%, 9/30/2017	680,300	699,110
0.75%, 12/31/2017	669,900	661,432	1.88%, 10/31/2017	683,400	702,371
			1.88%, 6/30/2020	480,100	479,668

財務諸表に対する注記を参照。

銘柄	元本額	価額
2.00%, 1/31/2016	806,800	828,624
2.00%, 4/30/2016	\$613,900	\$632,004
2.00%, 7/31/2020 (a)	549,600	552,573
2.00%, 9/30/2020	598,400	599,555
2.00%, 11/30/2020	1,423,800	1,423,159
2.00%, 2/28/2021	999,700	995,711
2.00%, 5/31/2021	777,800	772,029
2.00%, 11/15/2021	1,054,600	1,041,460
2.00%, 2/15/2022	870,000	856,454
2.00%, 2/15/2023 (a)	1,550,300	1,505,310
2.13%, 12/31/2015	870,000	894,316
2.13%, 2/29/2016	431,400	444,364
2.13%, 8/31/2020	633,600	640,208
2.13%, 1/31/2021	518,500	521,077
2.13%, 8/15/2021	1,036,000	1,035,316
2.13%, 6/30/2021	750,000	749,827
2.25%, 3/31/2016 (a)	611,800	632,008
2.25%, 11/30/2017	520,600	541,117
2.25%, 7/31/2018	279,000	289,225
2.25%, 3/31/2021	999,700	1,010,557
2.25%, 4/30/2021	777,800	785,454
2.38%, 3/31/2016	394,100	408,059
2.38%, 7/31/2017	694,800	725,364
2.38%, 5/31/2018	407,500	424,827
2.38%, 6/30/2018	406,500	423,752
2.38%, 12/31/2020	999,700	1,021,413
2.50%, 6/30/2017	496,700	520,358
2.50%, 8/15/2023	1,641,600	1,651,335
2.50%, 5/15/2024 (a)	1,018,500	1,016,952
2.63%, 2/29/2016 (a)	307,000	318,807
2.63%, 4/30/2016	311,100	323,830
2.63%, 1/31/2018	359,800	378,661
2.63%, 4/30/2018 (a)	489,500	515,116
2.63%, 8/15/2020	915,700	953,115
2.63%, 11/15/2020	2,484,700	2,581,081
2.75%, 11/30/2016	797,500	838,252
2.75%, 5/31/2017 (a)	554,800	585,153
2.75%, 12/31/2017	516,400	545,742
2.75%, 2/28/2018	445,900	471,348
2.75%, 2/15/2019	735,200	775,974
2.75%, 11/15/2023 (a)	1,933,000	1,981,209
2.75%, 2/15/2024	1,461,100	1,494,165
2.88%, 3/31/2018	441,800	469,072
3.00%, 8/31/2016	664,700	700,295
3.00%, 9/30/2016	482,200	508,711
3.00%, 2/28/2017	414,800	439,588
3.13%, 10/31/2016	1,496,400	1,584,583
3.13%, 1/31/2017	796,400	846,087
3.13%, 4/30/2017	553,800	589,653
3.13%, 5/15/2019	737,300	790,791
3.13%, 5/15/2021	872,100	931,194
3.25%, 5/31/2016 (a)	284,100	299,538
3.25%, 6/30/2016	583,800	616,294
3.25%, 7/31/2016 (a)	535,100	565,825
3.25%, 12/31/2016	557,900	593,678
3.25%, 3/31/2017	485,300	518,063
3.38%, 11/15/2019 (a)	936,400	1,017,736
3.50%, 2/15/2018	625,300	677,375
3.50%, 5/15/2020	927,100	1,013,738
3.63%, 8/15/2019	714,500	784,650
3.63%, 2/15/2020	1,069,200	1,176,131
3.63%, 2/15/2021 (a)	1,100,300	1,211,188
3.75%, 11/15/2018	744,600	819,105
3.88%, 5/15/2018	365,000	401,580
4.00%, 8/15/2018	274,800	304,531
4.25%, 8/15/2015	802,600	839,319

銘柄	元本額	価額
4.25%, 11/15/2017	387,800	429,046
4.50%, 11/15/2015	\$606,600	\$642,274
4.50%, 2/15/2016	532,000	568,197
4.50%, 5/15/2017	392,000	432,905
4.63%, 11/15/2016	606,600	664,148
4.63%, 2/15/2017 (a)	327,700	361,148
4.75%, 8/15/2017	369,200	412,755
4.88%, 8/15/2016	474,900	518,838
5.13%, 5/15/2016	354,700	385,985
<b>米国財務省債券合計—</b>		
(取得費 \$165,686,972)		<u>166,022,687</u>
<b>株数</b>		
<b>短期投資— 12.9%</b>		
<b>マネーマーケットファンド— 12.9%</b>		
State Street Navigator Securities		
Lending Prime Portfolio		
(b)(c)	17,992,957	17,992,957
State Street Institutional Liquid		
Reserves Fund 0.06%		
(c)(d)	3,630,447	<u>3,630,447</u>
<b>短期投資合計— (e)</b>		
(取得費 \$21,623,404)		<u>21,623,404</u>
<b>投資合計— 112.2% (f)</b>		
(取得費 \$187,310,376)		187,310,376
<b>その他の資産および負債— (12.2)%</b>		<u>(20,413,680)</u>
<b>純資産— 100.0%</b>		<u><u>167,232,411</u></u>

- (a) 一部は2014年6月30日時点で貸し付けられていた。
- (b) 貸付証券の現金担保の投資
- (c) SSgA Funds Management, Inc.が運用する関係ファンド(注記 3)
- (d) 記載利率は期末における7日間の年間利回り
- (e) 価額はレベル 1 のインプットに基づき決定される。(注記 2)
- (f) 別段の記載がない限り、本ファンドの証券の価額は、レベル 2 のインプットに基づいて決定される。(注記 2)

財務諸表

SPDR パークレイズ米国中期国債 ETF

貸借対照表

2014年6月30日

	SPDR パークレイズ米国中期国債 ETF	
	\$	¥
<b>資 産</b>		
関係を有していない発行体の有価証券への投資(評価額)* (注記 2)	\$166,022,687	¥19,894,498,583
関係を有する発行体の有価証券の投資(評価額)(注記 3)	21,623,404	2,591,132,501
投資総額	187,646,091	22,485,631,085
現金	3,583	429,351
売却投資債権	1,201,805	144,012,293
受取利息－関係を有していない発行体	644,229	77,197,961
受取利息－関係を有する発行体	28	3,355
<b>資産合計</b>	<b>189,495,736</b>	<b>22,707,274,045</b>
<b>負 債</b>		
借受証券返還債務	17,992,957	2,156,096,037
証券買入債務	4,252,242	509,546,159
未払投資顧問報酬(注記 3)	18,031	2,160,655
受託者の未払報酬および費用(注記 3)	95	11,384
<b>負債合計</b>	<b>22,263,325</b>	<b>2,667,814,235</b>
<b>純 資 産</b>	<b>\$167,232,411</b>	<b>¥20,039,459,810</b>
<b>純資産の内訳</b>		
払込資本(注記 4)	\$166,891,268	¥19,998,580,644
未分配の正味投資利益(またはこれを超過する分配)	5,428	650,437
投資に関する累積正味実現利益(損失)	—	—
正味未実現増価(減価)の内訳		
投 資	335,715	40,228,725
<b>純 資 産</b>	<b>\$167,232,411</b>	<b>¥20,039,459,810</b>
<b>受益権 1 口当たり純資産価額</b>		
受益権 1 口当たり純資産価額	\$59.72	¥7,156
発行済み受益権(授權額の上限なし、額面価額 0.01 ドル)	2,800,168	335,544,131
<b>投資費用</b>		
関係を有していない発行体	\$165,686,972	¥19,854,269,855
関係を有する発行体	21,623,404	2,591,132,501
投資費用総額	\$187,310,376	¥22,445,402,356
* 貸付証券への投資額を含む(評価額)。	\$17,646,961	¥2,114,635,337

## SPDR パークレイズ米国中期国債 ETF

### 損益計算書

2014年6月30日

	SPDR パークレイズ米国中期国債 ETF	
	\$	¥
<b>投資利益</b>		
関係を有していない発行体の有価証券の投資利益*(注記 2)	\$2,096,077	¥251,172,907
関係を有している発行体の有価証券の投資利益(注記 2 および注記 3)	522	62,551
関係会社への証券貸付— 純額(注記 3 および注記 8)	22,314	2,673,887
<b>投資利益(損失)合計</b>	<b>2,118,913</b>	<b>253,909,345</b>
<b>費用</b>		
投資顧問報酬(注記 3)	220,310	26,399,747
受託者の報酬および費用(注記 3)	3,082	369,316
雑費用	56	6,710
<b>費用合計</b>	<b>223,448</b>	<b>26,775,774</b>
<b>正味投資利益(損失)</b>	<b>1,895,465</b>	<b>227,133,571</b>
<b>投資に関する実現および未実現の利益(損失)</b>		
正味実現利益(損失)の内訳		
投資	2,779,272	333,040,164
未実現増加(減少)の正味変動額の内訳		
投資	(2,357,909)	(282,548,235)
<b>投資に関する実現および未実現の純利益(損失)</b>	<b>421,363</b>	<b>50,491,928</b>
<b>運用による純資産の正味増加(減少)</b>	<b>\$2,316,828</b>	<b>¥277,625,499</b>

\* 全てのプレミアムの減価償却および市場のディスカウントの増額調整を含む。本ファンドは、租税目的上、減価償却と増額調整を別に処理することがある。

SPDR パークレイズ米国中期国債 ETF

純資産変動計算書

	SPDR パークレイズ 米国中期国債 ETF			
	年度終了日 2014/6/30		年度終了日 2013/6/30	
	\$	¥	\$	¥
<b>運用による純資産の増加(減少)</b>				
正味投資利益(損失)	\$1,895,465	¥227,133,571	\$2,619,585	¥313,904,871
投資に関する正味実現利益(損失)	2,779,272	333,040,164	2,581,952	309,395,308
投資に関する未実現増価(減価)の正味変動額	(2,357,909)	(282,548,235)	(6,376,910)	(764,145,125)
<b>運用による純資産の正味増加(減少)</b>	2,316,828	277,625,499	(1,175,373)	(140,844,947)
正味平準化貸記額および借記額(注記 2)	(19,960)	(2,391,807)	(21,896)	(2,623,798)
<b>受益者への分配金原資の内訳</b>				
正味投資利益	(1,933,493)	(231,690,466)	(2,652,428)	(317,840,447)
正味実現利益	(127,746)	(15,307,803)	(799,563)	(95,811,634)
<b>受益者への分配金総額</b>	(2,061,239)	(246,998,269)	(3,451,991)	(413,652,082)
<b>実質持分取引による内訳</b>				
受益権売却手取金	136,228,366	16,324,245,098	12,035,683	1,442,235,894
償還受益権費用	(142,263,646)	(17,047,425,700)	(30,612,894)	(3,668,343,088)
正味利益平準化(注記 2)	19,960	2,391,807	21,896	2,623,798
その他の元本(注記 4)	236	28,280	—	—
<b>実質持分取引による純資産の正味増加(減少)</b>	(6,015,084)	(720,787,516)	(18,555,315)	(2,223,483,396)
当年度中の純資産の正味増加(減少)	(5,779,455)	(692,552,093)	(23,204,575)	(2,780,604,222)
期首における純資産	173,011,866	20,732,011,903	196,216,441	23,512,616,125
<b>年度末における純資産(1)</b>	<b>\$167,232,411</b>	<b>¥20,039,459,810</b>	<b>\$173,011,866</b>	<b>¥20,732,011,903</b>
<b>実質持分</b>				
売却受益権数	2,300,000	275,609,000	200,000	23,966,000
償還受益権数	(2,400,000)	287,592,000	(500,000)	(59,915,000)
<b>正味増加(減少)</b>	(100,000)	(11,983,000)	(300,000)	(35,949,000)
(1) 未分配の正味投資利益(またはこれを超過する分配)を含む。	\$5,428	¥650,437	\$43,456	¥5,207,332

財務諸表に対する注記を参照。

## SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF

### 財務ハイライト

#### 各期間中の一口当たりの発行済受益権に関する主要なデータ

	SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF				
	年度終了日 2014/6/30	年度終了日 2013/6/30	年度終了日 2012/6/30	年度終了日 2011/6/30	年度終了日 2010/6/30
<b>期首純資産額</b>	\$59.66	\$61.31	\$59.42	\$59.19	\$57.22
<b>投資活動による利益(損失)</b>					
正味投資利益(損失)(1)	0.69	0.90	1.07	1.17	1.19
実現および未実現の正味利益(損失)(2)	0.14	(1.34)	2.07	0.37	2.02
投資活動による合計	0.83	(0.44)	3.14	1.54	3.21
正味平準化貸記額および借記額(1)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	0.03
その他の元本(1)	0.00(3)	—	0.00(3)	0.00(3)	—
<b>受益者への分配金原資の内訳</b>					
正味投資利益	(0.71)	(0.91)	(1.08)	(1.18)	(1.19)
正味実現利益	(0.05)	(0.29)	(0.16)	(0.12)	(0.08)
分配金合計	(0.76)	(1.20)	(1.24)	(1.30)	(1.27)
<b>期末純資産額</b>	\$59.72	\$59.66	\$61.31	\$59.42	\$59.19
<b>トータルリターン(4)</b>	1.39%	(0.77)%	5.30%	2.62%	5.73%
期末純資産(単位：1,000)	\$167,232	\$173,012	\$196,216	\$213,929	\$242,703
平均純資産に対する費用比率	0.14%	0.14%	0.14%	0.16%	0.14%
平均純資産に対する純投資利益(損失)比率	1.16%	1.48%	1.75%	1.98%	2.06%
ポートフォリオ・ターンオーバー比率(5)	32%	32%	35%	33%	39%

- (1) 受益権 1 口当たりの数字は発行済平均受益権数を用いて計算されており、当年度の受益権 1 口当たりのデータをより適切に示している。
- (2) 一口当たりの発行済受益権について本項目に示された額は、本ファンドの市場価格の変動に関連して、本ファンドの受益権の売却および買戻しの時期により、当会計期間の有価証券の損益総額と一致していないことがある。
- (3) 受益権 1 口当たり 0.005 ドル未満の額
- (4) トータル・リターンは、各報告期間の初日に受益権が純資産価額で購入され、末日に純資産価額で売却されたという前提で計算されている。この計算の目的上、分配金は、本ファンドの各支払日に受益権 1 口当たり純資産価額で再投資されることを前提としている。1 年に満たない期間のトータル・リターンは、年率換算されていない。売買委託手数料はこの計算には含まれていない。
- (5) ポートフォリオ・ターンオーバー比率には、現物による設定または償還の手続きにおいて引き渡された又は引き渡した有価証券は含まれていない。

## SPDR シリーズ・トラスト

財務諸表に対する注記(抜粋)<sup>1</sup>

2014年6月30日

### 1. 設 立

SPDR シリーズ・トラスト(以下「本トラスト」という。)は、1940年投資会社法(その後の改正を含む。)(以下「1940年法」という。)に基づき登録されており、1998年6月12日にマサチューセッツ州のビジネス・トラストとして設立されたオープンエンド型の投資会社である。

2014年6月30日現在、本トラストは71のポートフォリオを提供しており、そのいずれも、本トラストの実質持分の別個のシリーズである(以下個別にまたは集合的に「本ファンド」という。)。本書に記載されている財務諸表は、71の本ファンドのうち、SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF に関するものである。本ファンドはいずれも、分散投資を行わない投資会社である。その他の本ファンドは、別の運用報告書に記載されている。

本トラストの組織関連書類に基づき、本トラストの役員および受託者は、本トラストに対する職務の遂行に起因する一定の責任について補償される。さらには、通常の業務過程において、本トラストは、一般的な補償条項を定めた契約をサービス提供者と締結する。こうした取り決めに基づき本トラストが負う可能性のあるリスクの最大値は不明である。それは、本トラストに対してなされる可能性のある未発生将来の請求を含むためである。しかしながら、本トラストは、経験則から、損失のリスクの可能性は低いと想定している。

### 2. 重要な会計方針の概要

以下は、本トラストが財務諸表を作成するにあたって従った重要な会計方針の概要である。

米国で一般に認められた会計原則に従って財務諸表を作成するには、経営陣は、財務諸表における計上額および開示内容に影響する見積および仮定を行わなければならない。実際の結果はこうした見積と相違することがありうる。財務諸表は米ドル建てで提示される。

---

<sup>1</sup> SPDR シリーズ・トラストの財務諸表に対する注記から、本ファンドに関する注記のみを抜粋した。



## 証券の評価

本ファンドのポートフォリオ証券およびその他の金融商品の公正価値は、当該証券の市場価格に基づいている。市場価格とは、一般に、取引所もしくはその他の市場から入手した評価額(あるいは取引所もしくはその他の市場から提供された相場価格またはその他同様の価値を示すもの)に基づくか、または独立した価格情報サービスから入手した評価に基づいている。オープンエンド型の投資会社への投資は、営業日毎にその純資産価値により評価される。変動利率要求払債(Variable Rate Demand Obligations)は額面で評価される。外貨先渡し契約は、先渡しレートで評価され、日々値洗いされる。米国債券は、証券業・金融市場協会が早じまいを発表した日における発表された債券の取引終了時刻の時点で評価されることがある。ある証券の市場価格を容易に入手できないか、またはその評価額が当該証券の公正価値を正確に反映していない場合、この証券は、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)が、本トラストの評価方針および手続きに従ってより公正価値を反映していると考えられる別の方法により、評価が行われる。受託者会は、証券の評価に関する手続を採用している。この手続に基づいて、監視委員会は、市場相場を容易に入手できないか、またはその公正価値を正確に反映していないかについて、判断を行う。監視委員会またはその小委員会は、受託者会の監督に服した上で、様々な状況(証券取引が停止または禁じられている状況を含むが、これに限らない。)における公正価値の決定方法を利用することができる。公正価値の決定には、主観的判断が伴い、ある証券の公正価値の決定は、当該証券の売却時に受け取ることでできる価値と大きく異なる可能性がある。

本ファンドは、金融資産および金融負債に関する公正価値の測定および公正価値オプションについての権威のあるガイダンスに従っている。当該ガイダンスは、公正価値の測定において用いられるインプットのヒエラルキーを定めており、入手可能な場合には、最も観測可能なインプットの利用を求めることにより、観測可能なインプットの利用を最大化し、観測不能なインプットの利用を最小化する。同ガイダンスは、公正価値の測定に用いられる3つのレベルのインプットを定めている。

- ・ レベル 1 — 同一の投資対象の取引が活発な市場における相場価格
- ・ レベル 2 — その他の重要な観測可能なインプット(類似した投資対象の相場価格、金利、期限前弁済速度、信用リスク等を含むが、これらに限らない。)
- ・ レベル 3 — 重要な観測不能なインプット(投資対象の公正価値の決定におけるファンドが設定した前提事項を含む。)

レベル 2 またはレベル 3 のインプットを用いることがある投資対象としては、次のものがある(ただし、これに限らない。)

- (i) コーポレートアクションに関連する未上場証券

- (ii) 制限証券(例えば、1933年証券法(その後の改正を含む。)に基づく登録を行わなければならない一般に対して売却できないもの)
- (iii) 取引が停止されているか、主な取引所から上場を廃止された証券
- (iv) 取引がまばらな証券
- (v) デフォルトまたは破産手続中の証券で、現在相場価格がないもの
- (vi) 通貨管理または規制の影響を受ける証券
- (vii) 重要な事由の影響を受けた証券(重要な事由とは、例えば、当該証券が取引されている市場の終了後、本ファンドの純資産が計算されるまでに生じた事由で、本ファンドの投資の価値に大きな影響を与える可能性があるもの)

本ファンドが保有する債券の価値は、独立した価格情報サービスから入手したものであり、その他の観測可能な市場ベースのインプット(類似した証券の相場価格、金利、期限前弁済速度、信用リスク等を含むが、これらに限らない。)を用いていることから、レベル 2 に分類される。「重要な事由」となる可能性の例は、政府のアクション、自然災害、武力衝突、テロ行為および大幅な市場変動などである。

公正価値の決定により、本ファンドの純資産価額の計算に用いた価格と、本ファンドのベンチマークであるインデックスが用いた価格とが相違することがある。これにより、本ファンドのパフォーマンスと、本ファンドのベンチマークであるインデックスのパフォーマンスが相違することがある。評価の際に用いたインプットまたは手法は、必ずしもこうした投資対象への投資に関連するリスクを示してはいない。

各証券の評価に用いたインプットの種類は、投資一覧に記載されている。投資一覧にはまた、本ファンドの投資について、業種、米国政府もしくは米国機関が発行した債券、社債、外国政府債、商業不動産担保債、米国の州および州の下級行政機関が発行した債券別に内訳が記載されている。

以下の表は、2014年6月30日現在における本ファンドの投資対象を評価する際に用いたインプットの概要である。

ファンド	レベル 1 — 相場価格	レベル 2 —	レベル 3 —	合 計
		その他の重要な 観察可能な インプット	重要な観察不能 なインプット	
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$21,623,404	\$166,022,687	\$—	\$187,646,091

2014年6月30日終了年度において、レベル間で振替は行われなかった。

## 投資利益

投資利益は発生主義で計上されている。プレミアムおよびディスカウントはすべて、財務報告の目的上、減価償却/増額調整されている。受取配当は、権利落ち日に計上される。配当支払として新たに受け取った証券の価値は、収入として計上され、また当該証券の原価基準の増額として計上される。財務報告目的上計上されているプレミアムの減価償却および市場ディスカウントの増額調整は、本ファンドの税務目的上の選択と一致していないことがある。

## 費用

投資顧問報酬およびその他の費用(特定の本ファンドについて直接確認されるもの)は、当該本ファンドの負担となる。特定の本ファンドに帰属させることのできない受託者の報酬およびその他の費用は、費用の性質および種類と本ファンドの関連する純資産を斟酌した上で、公平と思われる方法により配分される。

## 平準化

本ファンドは「平準化」として知られる会計実務に従っており、これにより本ファンドの受益権の売却手取金および再取得費用の一部(取引日の分配可能な純投資利益の額と受益権 1口当たりベースで同額のもの)は、まだ配分されていない正味投資利益に貸記または借記される。そのため、受益権 1口当たりの未分配の正味投資利益は、本ファンドの受益権の売却または再取得におよぼす影響を受けない。平準化に関連する額は、純資産の変動計算書で確認することができる。

## 投資取引

投資取引は取引日に計上される。証券の売却または処分および外国為替取引により実現した損益は、個別原価法で計上される。コーポレートアクション(現金による配当を含む。)は、権利落ち日に外国税の源泉徴収後の額で計上される。

## 外国通貨取引および外国投資

本ファンドの会計記録は、米ドル建てで維持されている。外国通貨建てのポートフォリオ証券とその他の資産および負債は、期末の時点の為替レートにより米ドルに換算されている。証券の購入額と販売額、受取利息および支払費用は、それぞれの取引日の為替レート

により米ドルに換算されている。外国通貨の為替レートの変動がポートフォリオ投資に与える影響は、損益計算書の投資および外国通貨取引に関する実現および未実現の正味損益に含まれている。外国通貨取引の正味損益には、外国通貨の処分、ポートフォリオ投資利益の発生日と受領日の間の通貨の損益、ポートフォリオ投資取引の取引と決済日の間の通貨の損益が含まれている。

外国会社および外国政府の証券への投資には、特別なリスクと米国会社および米国政府への投資に通常関連しない考慮事項が伴う。このようなリスクには、通貨の再評価および収用のリスクが含まれる。さらには、多くの外国会社および外国政府の証券の市場は、流動性が低いことがあり、こうした証券の価格は、同等の米国会社および米国政府の証券よりも変動しやすいことがある。

本ファンドが投資する外国市場の中には、新興市場と考えられるものがある。こうした新興市場への投資により、本ファンドは、先進国市場への投資よりも大きな損失リスクにさらされる。これは、特に、先進国市場で通常見られるものよりも、市場のボラティリティが高く、取引量が少なく、政治および経済が不安定であり、インフレ、デフレもしくは通貨引き下げの水準が高く、市場が閉鎖されるリスクが高く、政府による外国投資政策に対する制限が大きいことによる。

## **連邦所得税**

本ファンドは、1986 年内国歳入法典(その後の改正を含む。)サブチャプターM における「規制対象投資会社」の要件を満たしており、今後も要件を満たし、「規制対象投資会社」としての取扱を選択する意向を有している。この要件を満たし、選択することにより、本ファンドは、各会計年度について課税所得(正味実現キャピタルゲインを含む。)を分配する限度で、連邦所得税の対象とはならない。さらに、各暦年中に実質的に全ての正味投資利益およびキャピタルゲイン(もしあれば)を分配することにより、本ファンドは、連邦消費税の対象とはならない。利益およびキャピタルゲインの分配は、米国で一般に認められる会計原則とは違う可能性のある所得税規則に従って決定される。このような会計利益と課税所得の差異は、主に、財務諸表目的の税の平準化、現物取引、外国通貨、プレミアムおよびディスカウントの減価償却および増額調整と、空売りにより繰り延べられた損失についての処理が異なることによるものである。

さらには、本ファンドが投資を行う外国の所得、利益および取引に関連する税務規則および税率に関する本ファンドの理解に基づき、本ファンドは、外国税および(場合により)繰延外国税の引当を行う。

本ファンドは、2013年6月30日において税務調査の対象となりうる課税年度の税務ポジションを見直し、本ファンドの財務諸表に所得税の引当金を計上する必要はないと判断した。過去3年の会計年度に関する本ファンドの連邦税務申告書は、依然として本ファンドの主な課税管轄(アメリカ合衆国およびマサチューセッツ州を含む。)による調査の対象となっている。本ファンドは、租税債務に関連する利益および罰金(もしあれば)を損益計算書の所得税費用として認識する。

2014年6月30日終了年度に、本ファンドが、クリエイション・ユニット(注記4)の現物償還について実現した非課税損益を貸借対照表において払込資本の増減として再分類した金額は、以下のとおりである。

	<b>払込資本に再分類された 純利益(損失)</b>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$2,649,161

2014年6月30日現在、6月30日に失効する正味実現キャピタルゲインを相殺するために用いることができる本ファンドのキャピタルロス繰越金は以下のとおりである。

	<b>2015年</b>	<b>2016年</b>	<b>2017年</b>	<b>2018年</b>	<b>2019年</b>	<b>未失効— 短期</b>	<b>未失効— 長期</b>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—	\$—	\$—	\$—	\$—	\$—	\$—

2014年6月30日終了の課税年度中、本ファンドが使用したキャピタルロス繰越金および失効したキャピタルロス繰越金は、以下のとおりである。

	<b>使用額</b>	<b>失効額</b>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—	\$—

現在の租税法において、10月31日より後に実現した一定のキャピタルロスおよび外国通貨損失と、12月31日より後に実現した通常収入損失は、繰り延べることができ、翌会計年度の初日に生じたものとして処理することができる。本ファンドは、連邦所得税目的上、以下の当年度の10月31日と12月31日より後の損失(場合による。)を、かかる損失が翌会計年度の初日に発生したものとして繰り延べることを選択している。

	<b>10月より後の繰延 キャピタルロス</b>	<b>今年度後半の 繰延通常収入 損失</b>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—	\$—

2014年6月30日終了年度について、株主に対する分配金の帳簿上の性質と課税上の性質について大きな相違はなかった。

2014年6月30日終了年度に支払われた分配金の課税上の性質は、以下のとおりである。

	通常所得	免税所得	長期キャピタル ゲイン	減	資
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$1,942,476	\$—	\$118,763		\$—

2013年6月30日終了年度に支払われた分配金の課税上の性質は、以下のとおりである。

	通常所得	免税所得	長期キャピタル ゲイン	減	資
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$1,385,168	\$—	\$—		\$—

2014年6月30日終了年度について、帳簿上の純資産の構成要素と、課税上の純資産の構成要素との違いの主なものとしては、空売り、外国通貨、プレミアムの償却、TIPS(米国財務省インフレ連動債)のデフレーション調整、現物償還、支払配当および10月後の損失の繰延による損失の税繰延による投資価値の正味未実現増価(減価)の違いによるものがあった。

2014年6月30日現在、課税基準による分配可能利益の構成要素は以下のとおりである。

	未分配 通常所得	未分配 免税所得	未分配長期 キャピタルゲイン	正味未実現 増価(減価)
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$5,428	\$—	\$—	\$335,715

## 分 配

本ファンドは、毎月、正味投資利益(もしあれば)を原資とする受益者に対する配当を宣言し、分配する。本ファンドは、少なくとも年に一度、正味実現キャピタルゲイン(もしあれば)を宣言し、分配する。分配は、権利落ち日に計上される。利益およびキャピタルゲインの分配は、所得税規制に従って判断され、これは米国で一般に認められた会計原則と異なることがある。

### 3. 関係会社に支払った報酬および手数料およびその他の関連当事者との取引

#### 投資顧問報酬

本ファンドは、SSgA ファンズ・マネジメント・インク(SSgA Funds Management, Inc.) (以下「アドバイザー」または「SSgA FM」という。)と投資顧問契約を締結している。投資顧問が提供するサービスとファシリティおよび投資顧問が負担する費用に対する対価/補償として、本ファンドは、日々発生し、毎月支払われる報酬を、以下の表に示される本ファンドの日々の平均純資産に対する百分比に基づいて、投資顧問に支払う。

	<u>年間割合</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	0.1345%

アドバイザーは、本ファンドの全ての運営費用を支払うが、運用報酬、本ファンドの分配・サービス計画に基づく分配手数料(もしあれば)、委託売買手数料、租税、利息、独立受託者の報酬および費用(受託者の弁護士の報酬を含む。)、訴訟費用、取得したファンドの報酬および費用、その他の特別費用は支払わない。

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company) (以下「ステート・ストリート」という。)は、保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人としてのサービスに対する報酬をアドバイザーから受け取る。

ステート・ストリートはまた、2007年11月28日付けの変更および書換済み証券貸付授権契約に基づき、本ファンドの証券貸付代理人も務めている。ステート・ストリートが現金担保または手数料収入の投資により回収した手取金は、(証券貸付契約の条件に基づきステート・ストリートに支払うその他の額の控除後に)85%を本ファンド、15%をステート・ストリートという形で配分される。さらに、貸付活動による現金担保は、SSgA FMが投資顧問を務めるステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・プライム・ポートフォリオ(State Street Navigator Securities Lending Prime Portfolio) (以下「プライム・ポートフォリオ」という。)に投資される。プライム・ポートフォリオは、ステート・ストリート・ナビゲーター・セキュリティーズ・レンディング・トラスト (State Street Navigator Securities Lending Trust) (1940年法に基づく登録投資会社)のシリーズであり、1940年法に基づくルール 2a-7 に従ってマネー・マーケット・ファンドとして運用される。証券貸付に関する情報については注記 8 を参照。

2014年6月30日終了年度について、ステート・ストリートは、SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF から以下の証券貸付代理人報酬を得ていた。

SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	<u>証券貸付代理人報酬</u> \$3,939
-----------------------	-----------------------------

## 販売会社

アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケットズ LLC (State Street Global Markets, LLC) (以下「販売会社」という。)は、本ファンドの受益権の販売会社を務めている。1940年法に基づくルール 12b-1 に従い採択された分配・サービス計画に基づいて、本ファンドは、一定の分配関連活動のために日々の平均純資産の0.25%を上限として、支払を行うことを認められている。ただし、受託者会は、少なくとも2014年10月31日まではこのような支払を行わないことを決定しているため、支払はまだなされていない。

販売会社は、認定参加者から手数料を受領する一定の設定および償還において認定参加者を支援するための取引補助プログラムを設けている。さらに、販売会社は、認定参加者によるオンラインでの設定および償還に関連してステート・ストリートから報酬を受け取る。

## 受託者の報酬

本トラスト、SSgA マスター・トラスト、SSgA アクティブ ETF トラストおよび SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ (SPDR Index Shares Funds)は、全体として、各独立受託者に対して、170,000 ドルの年間報酬と、本人が出席した会議 1 回につき 10,000 ドル、出席した電話会議またはテレビ会議 1 回につき 1,250 ドルを支払う。受託者会会長は、年間追加額として 50,000 ドルを受け取り、監査委員会委員長は年間追加額として 20,000 ドルを受け取る。本トラストはまた、会議への出席に関して、また業界のセミナーや会合への出席に関して負担した旅費その他の現金支払費用についても、各独立受託者に償還する。独立受託者の報酬は、本トラストおよび各シリーズの間で、関連するシリーズの純資産を斟酌した上で、公平とされる方法により配分して負担される。



## 関係会社との取引

本ファンドは、アドバイザーが運用する一定のマネー・マーケット・ファンドに投資することがある。このようなファンドには、ステート・ストリート・インスティチュショナル・インベストメント・トラストのシリーズの一つである、ステート・ストリート・インスティチュショナル・リキッド・リザーブズ・ファンド・プレミア・クラス(旧称インスティチュショナル・クラス)(State Street Institutional Liquid Reserves Fund-Premier Class) (以下「リキッド・リザーブズ・ファンド」という。)と、ステート・ストリート・インスティチュショナル・タックス・フリー・マネー・マーケット・プレミア・クラス(旧称インスティチュショナル・クラス)(State Street Institutional Tax Free Money Market Fund-Premier Class) (以下「タックス・フリー・マネー・マーケット・ファンド」という。)が含まれる。リキッド・リザーブズ・ファンドとタックス・フリー・マネー・マーケット・ファンドはいずれも、マスター/フィーダーファンド構造におけるフィーダーファンドであり、その実質的に全ての資産を、それぞれ、ステート・ストリート・マネー・マーケット・ポートフォリオ(State Street Money Market Portfolio)とステート・ストリート・タックス・フリー・マネー・マーケット・ポートフォリオ (State Street Tax Free Money Market Portfolio) (以下「マスター・ポートフォリオ」という。)に投資する。マスター・ポートフォリオはそれぞれ、ステート・ストリート・マスター・ファンドのシリーズである。リキッド・リザーブズ・ファンドおよびタックス・フリー・マネー・マーケット・ファンドは、アドバイザーに投資顧問報酬は支払わないが、両ファンドが投資する各マスター・ポートフォリオがアドバイザーに投資顧問報酬を支払う。リキッド・リザーブズ・ファンドおよびタックス・フリー・マネー・マーケット・ファンドは、毎日正味投資利益を原資とする受益権に対する配当を宣言することを予定し、配当は毎月最終営業日に支払う。関係するマネー・マーケット・ファンドからファンドが得た全ての受取配当は、損益計算書において関係を有する発行体の有価証券に対する受取利息として計上される。さらに、貸付活動による現金担保は、プライム・ポートフォリオに投資される。SSgA FM は、プライム・ポートフォリオの投資顧問を務める。

2014年6月30日現在および同日に終了する期間について、リキッド・リザーブズ・ファンドおよび/またはプライム・ポートフォリオへの投資に関連する額は、以下のとおりである。

リキッド・リザーブズ・ファンド	2013/6/30 現在の評価額	取得		売却		2014/6/30 現在の評価額	利益	実現利益 /(損失)
		費用	受益権	手取金	受益権			
SPDR バークレイズ米国中期国債ETF	\$38,813	\$51,447,195	51,447,195	\$47,855,561	47,855,561	\$3,630,447	\$522	\$-

プライム・ポート フォリオ	2013/6/30 現在の評価額	取得		売却		2014/6/30 現在の評価額	利益	実現利益 /(損失)
		費用	受益権	手取金	受益権			
SPDR バークレイ ズ米国中期国債 ETF	\$20,282,916	\$118,491,451	118,491,451	\$120,781,410	120,781,410	\$17,992,957	\$22,314	\$-

#### 4. 受益者の取引

受益権は、本ファンドにより、100,000 口のクリエイション・ユニットという単位に限り発行され、償還される。この取引は、原則として、現物ベースで認められ、現金支払いは別途なされる。この支払いは、取引日の本ファンドのユニット 1 口当たりの純資産価額に取引を一致させるための調整現金部分である。取引手数料は、同日に設定または償還されるクリエイション・ユニットの口数に関係なく、本ファンドのクリエイション・ユニット 1 口につき 250 ドルから 1,500 ドルであり、クリエイション・ユニットの設定または償還を行う人に請求される。追加の変動料金が、一定の取引について請求されることがある。取引手数料は、本トラストおよび/または保管会社により受領され、関連費用の支払に使われる。保管会社はまた、預託証券の不足分が引き渡されるまで、認定参加者が提供した現金担保について生じた額も受領する。この額は、純資産変動計算書のその他の元本に含まれる。

#### 5. 未実現の増価および減価の総額

連邦所得税上の本ファンドが所有する証券投資の個別原価と、2014 年 6 月 30 日現在の未実現の増価および減価の総額は以下のとおりであった。

	個別原価	未実現 増価総額	未実現 減価総額	未実現の正味 増価(減価)
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$187,310,376	\$940,616	\$604,901	\$335,715

#### 6. 投資取引

2014 年 6 月 30 日終了年度について、本ファンドの現物による設定、現物による償還および現物による正味実現利益/損失は以下のとおりである。

	設定	償還	実現利益/(損失)
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$135,084,314	\$139,678,094	\$2,649,632

この表に示された現物による設定および現物による償還は、純資産変動計算書の実質持分取引と合致していないことがある。表は、本ファンドの日々の正味の受益者の取引の累積額を示しているのに対して、純資産変動計算書は、取引の現金部分を含めた総額の受益者

の取引の総額を示している。

2014年6月30日終了年度について、本ファンドの投資証券(短期証券を除く。)の購入額および売却額は以下のとおりである。

	米国政府債		その他の証券	
	購入	売却	購入	売却
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$52,651,440	\$53,625,358	\$—	\$—

## 7. リスクの集中

本ファンドの資産は、特定の国または地理的地域に、または特定の業種、業種のグループもしくはセクターに集中していることがある。本ファンドは、原則として、その投資をインデックスが集中しているのと同様程度まで集中させるため、本ファンドは、特定の国もしくは地理的地域の債券のパフォーマンスや、特定の業種、業種のグループもしくはセクターのパフォーマンスにより、悪影響を受ける可能性があり、その受益権の価格ボラティリティが上昇することがある。さらに、本ファンドがある一つの業種、業種のグループまたは商品種類に集中した場合、こうした業種、業種のグループまたは商品種類に影響を及ぼす経済、市場、政治または規制上の一つの出来事により影響を受けやすくなる可能性がある。

## 8. 証券の貸付け

本ファンドは、総資産の 33 1/3%を上限として、適格なブローカー・ディーラーまたは機関投資家に証券を貸し付けることができる。貸付については、貸し付けた証券の相場以上の額に、経過利息および配当(日々判断され、適宜調整される。)を加えた額に相当する、現金、現金等価物または米国政府債により常に担保される。貸し付けた証券に関する担保の額は、証券価格の市場変動により、一時的に証券価格を上回ることも、下回ることもある。各貸付に関して、ある営業日において、証券担保の市場価格総額に現金担保を加えた額が、貸付の対象となる証券の市場価格総額を下回った場合には、借入人は、翌営業日に追加担保の提供を通知される。本ファンドは、一定の受益権を行使するために、貸し付けた証券の登録上の所有権を回復するが、借入人が財務破綻した場合には、貸し付けた証券の回収が遅れるリスクを負い、当該証券に対する権利を失う可能性すらある。さらに、本ファンドは、投資することのある現金担保を失うリスクを負う。本ファンドは、担保として保有する現金、現金等価物または米国政府債について生じた利息または配当から、貸付人に支払った手数料割り戻しと貸付代理人のステート・ストリートに支払った手数料が控除された後に、証券貸付の報酬を受領する。さらに、本ファンドは、貸し付けた証券の市

場価格の割合に相当する現金以外の担保について、借入人から手数料を受け取る。現金担保の投資についてステート・ストリートが回収した手取金および受取手数料の一部は、貸付業務の報酬として、ステート・ストリートに配分される。

2014年6月30日終了年度における貸し付けた証券の市場価格および投資した現金担保の額は、本ファンドの損益計算書で開示されている。現金以外の担保は、本ファンドに代わり貸付代理人により保有されているため、本ファンドの貸借対照表で開示されていない。本ファンドはこうした証券を二重担保とすることはできない。証券貸付収入(本ファンドの損益計算書で開示)は、現金担保の投資から得た収入から、貸付人に支払った手数料割り戻しと貸付代理人のステート・ストリートに支払った手数料を控除した後の額に相当する。

## 独立した公認会計士事務所の報告書

SPDR シリーズ・トラストを構成する、本ファンドを含む 32 のポートフォリオの財務諸表および財務ハイライトに関して、下記の内容の監査報告書が出ている。

### 記

SPDR シリーズ・トラストの受益者および受託者会 御中

当職らは、SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF<sup>2</sup>(以下「ファンド」とする。)(SPDR シリーズ・トラストを構成する 32 のポートフォリオ)の添付の 2014 年 6 月 30 日付貸借対照表(投資一覧を含む。)、関連する損益計算書、純資産変動計算書、およびこれらに記載された各期間の財務ハイライトを監査した。これらの財務諸表および財務ハイライトについては、ファンドの経営陣が責任を負う。当職らの責任は、財務諸表および財務ハイライトについて、当職らによる監査に基づいて意見を表明することである。

当職らは、公開会社会計監視委員会(米国)の基準に従って監査を行った。この基準により、当職らは、財務諸表および財務ハイライトにおける重要な不実表示の有無に関して合理的な確信を得るために監査を計画し、実施することを求められている。当職らは、ファンドの財務報告に関する内部管理の監査は委任されなかった。当職らの監査には、その状況において適切な監査手続きを計画する基準として、財務報告に対する内部管理を検討することは含まれているが、ファンドの財務報告に関する内部管理の有効性についての意見を表明するためのものではない。したがって、当職らはそのような意見は一切表明しない。監査にはまた、財務諸表および財務ハイライト中の金額および開示内容を裏付ける証拠の検証(試査ベース)、使用した会計原則および経営陣による重要な見積の評価、ならびに財務諸表の提示全体の評価も含まれる。当職らの手続きには、2014 年 6 月 30 日現在所有する証券に関して、保管会社およびその他の者に連絡することにより、またはその他の者の回答がなかった場合にその他の適切な監査手続きにより、かかる証券を確認することが含まれる。当職らは、こうした監査が当職らの意見の合理的な根拠となると考えている。

当職らは、前記の財務諸表および財務ハイライトが、あらゆる重要な点において、2014 年 6 月 30 日における SPDR シリーズ・トラストの前記ファンドの財務ポジション、ならびに業績、純資産の変動および示された各期間の財務ハイライトを、米国で一般に認められた会計原則に従って、公正に表示していると考えている。

---

<sup>2</sup> 本ファンド以外のポートフォリオ名は省略する。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

マサチューセッツ州ボストン

2014年8月28日

## SPDR シリーズ・トラスト

### その他の情報

2014年6月30日(未監査)

### 受益者の費用の例

受益者は、本ファンドの受益者として、(1)設定手数料および償還手数料または売買委託費用を含む取引費用、および(2)運用報酬、受託者報酬およびその他のファンドの費用を含む継続的費用という 2 種類の費用を負担する。以下の例は、本ファンドへの投資にかかる継続的費用(ドル建て)を理解し、他のファンドへの投資に係る継続的費用と比較できるようにするためのものである。2014年1月1日に1,000ドルを投資し、2014年6月30日までの6ヶ月間保有した、という前提に立っている。

### 実際の費用

以下の最初の表は、実際のアカウントの額と実際の費用に関する情報を示している。この表の情報と投資額を使って、当該期間について負担する費用を見積もることができる。単純にアカウントの額を1,000ドルで除し(例えば、8,600ドルのアカウントの額 $\div$ 1,000ドル=8.6)、その額に、最初の表の「当該期間中に支払った費用」の項目の数字を乗じて、当該期間中の投資額に帰属する費用を見積もることができる。

### 比較のための仮定例

以下の二番目の表は、本ファンドの実際の費用割合と費用控除前の年率推定リターン率5%(本ファンドの実際のリターンではない。)に基づいたアカウントの仮定額および仮定費用に関する情報を示している。したがって、実際の期末時のアカウント残高または当該期間の費用を見積もるのに、アカウントの仮定額及び仮定費用を用いてはならない。むしろ、この数字は、本ファンドおよびその他のファンドへの投資にかかる継続的費用を比較できるようにするためのものである。そのために、この5%の仮定例を、他のファンドの受益者宛報告書に記載されている5%の仮定例と比較されたい。本ファンドは、クリエイション・ユニット1口当たり250ドルから1,500ドルまでの範囲とする額の取引手数料を、クリエイション・ユニットを設定または償還する人に対して請求する。流通市場で本ファンドの受益権を売買する場合、通常の売買委託手数料がかかる。

表に記載された費用は、継続的費用のみにハイライトを当てたものであり、設定手数料、償還手数料または売買委託手数料といった取引費用は反映していない。したがって、2番

目の表は、継続的費用のみを比較するのに便利なものであって、所有している違うファンドの費用総額を判断するのに役立つものではない。さらに、こうした取引費用が含まれる場合には、費用はさらに増える。

実際	年率費用率	2014/1/1 現在 アカウント額	2014/6/30 現在 アカウント額	2014/1/1 から 2014/6/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	0.14%	\$1,000	\$1,015.20	\$0.70

仮定	年率費用率	2014/1/1 現在 アカウント額	2014/6/30 現在 アカウント額	2014/1/1 から 2014/6/30 まで の期間*に支 払った費用
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	0.14%	\$1,000	\$1,024.10	\$0.70

\* 費用は、本ファンドの年率純費用率に、当該期間のアカウント平均額を乗じ、さらに直近の6ヶ月間の日数を乗じた額を、365で除して得た額である。

## 租税に関する情報

連邦所得税の目的上、以下の情報が、2014年6月30日終了会計年度の本トラストの分配金に関して提供される。

受領した会社配当の控除の対象となる分配金の割合は以下の通り。

	割 合
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	0.00%

## 適格受取配当

2014年6月30日終了の会計年度中に本ファンドが分配した配当の一部は、適格受取配当とみなされ、軽減税率の適用を受けられる。この軽減税率は、個々の税率区分に応じて、5%から20%である。金額は以下のとおりである。

	金 額
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—



## 適格受取利息

本ファンドは、2014年6月30日終了の会計年度中に分配した配当の一部を、適格受取利息に指定した。金額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$1,860,613

長期キャピタルゲインの配当は、2014年6月30日終了の会計年度中に、以下の本ファンドから支払われた。

	<u>金 額</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$237,781

本ファンドが支払う分配のうち、利息を免除されているものの割合は以下のとおりである。

	<u>割 合</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	0.00%

2014年6月30日現在、本ファンドに認められていた外国税額控除の額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—

2014年6月30日現在、本ファンドが有していた国外源泉所得の額は以下のとおりである。

	<u>金 額</u>
SPDR バークレイズ米国中期国債 ETF	\$—

## プレミアム/ディスカウントに関する情報

過去の暦年中に本ファンドの受益権が本ファンドの純資産価値を上回る価格(すなわちプレミアム)または下回る価格(すなわちディスカウント)により取引所で取引された頻度に関する情報については、<http://www.spdrs.com> をご覧いただきたい。

## 議決権の代理行使に関する方針および手続きならびに記録

本ファンドの投資顧問が本ファンドの証券ポートフォリオに関して議決権の代理行使を行うのに用いる本トラスの議決権の代理行使に関する方針および手続きに関する説明は、

(i)無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または(ii)証券取引委員会のウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))で入手することができる。これまでの6月30日終了の12ヶ月間に投資顧問がどのように議決権を行使したかについては、毎年8月31日までに、上記電話番号への連絡、SECのウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))、本ファンドのウェブサイト([www.spdrs.com](http://www.spdrs.com))で知ることができるようになっている。

#### 四半期ポートフォリオ一覧

本ファンドは、各会計年度の第1四半期および第3四半期について、保有するポートフォリオに関する完全な一覧表を様式 N-Q により SEC に提出する。本ファンドの様式 N-Q は、SEC のウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))で入手ことができ、ワシントン DC の SEC の閲覧室で閲覧し、写しを取ることができる。閲覧室の業務に関する問い合わせ先は、1-800-SEC-0330 である。様式 N-Q に関する情報は、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話して請求するか、または証券取引委員会のウェブサイト([www.sec.gov](http://www.sec.gov))で入手することができる。

#### 投資顧問契約の承認

2014年6月30日までに開催された対面による会議において、本トラストの受託者会(以下「受託者会」という。)は、本トラストの一定の新しいシリーズの助言取決に関連する様々な議案を検討した。これには、SPDR バークレイズ 0~5 年物 TIPS ETF (SPDR Barclays 0-5 Year TIPS ETF)および SPDR バークレイズ・インターナショナル・ハイ・イールド・ボンド ETF (SPDR Barclays International High Yield Bond ETF) (いずれも本トラストの新しい債券シリーズ(以下「新 ETF」という。))であり、本運用報告書の対象となる直近の半期中に運用を開始した。)に関する投資顧問契約(以下「本件契約」という。)を承認する議案が含まれる。1940年投資会社法(その後の改正を含む。)の意味における本信託の「関係者」ではない受託者(以下「独立受託者」という。)はまた、本件契約を検討するために各自の独立した法律顧問と別途会議を行った。

本件契約を検討するに当たり、受託者会は、アドバイザーが提供した資料と、本信託のアドミニストレーター、名義書換代理人および保管会社を務めるステート・ストリート・バンク・アンド・コーポレーション(以下「ステート・ストリート」という。)が提供したその他の資料を利用した。本件契約の承認の是非の決定において、受託者会は、次の様々な要素を検討した。

- (i) 本件契約に基づき新 ETF に関してアドバイザーが提供するサービスの性質、範囲および質

- (ii) アドバイザーのサービスにかかる費用
- (iii) 新 ETF が成長した場合に実現される規模の経済の範囲および本件契約に定める手数料がかかる規模の経済を反映しているか否か

受託者会は、アドバイザーが提供を予定するサービスの性質、範囲および質を検討した。その際、受託者は、本トラストの運用を監督する際の過去の経験と、会議の前にまた会議において提供された資料に依拠した。受託者会は、本件契約、およびアドバイザーが各新 ETF の投資目的と投資方針、適用ある法律上および規制上の要件に従って新 ETF の投資業務の運用を行うに際して予想される責任について検討した。受託者会は、上場ファンドとしての各新 ETF の比較的独特的な性質、アドバイザーの上場ファンドに関する経験と専門知識について評価した。受託者会は、アドバイザーの経営幹部(新 ETF のポートフォリオ管理およびコンプライアンスを担当する個人を含む。)の経歴と経験について検討した。受託者会はまた、アドバイザーのポートフォリオ運用資源、構造および実務(各新 ETF の投資目的と投資方針および適用法令の遵守の監視と確保に関連するものを含む。)についても検討した。受託者会はまた、アドバイザーの最良執行手続きおよび投資運用業務全般に関する情報についても検討し、アドバイザーが広範にわたる種類の資産について幅広い顧客にサービスを提供していることに注目した。受託者会は、アドバイザーの投資業務に関する一般知識と、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザー(幹部の全てがアドバイザーと同じである。)を構成する関係会社の一般知識を調査した。受託者会は、アドバイザーおよびその関係会社が、インデックス商品全般、特に ETF について、世界最大の投資運用会社のうちの一つであると考えた。受託者会はまた、債券 ETF の運用に関するアドバイザーの経験も考慮した。

受託者会は、アドバイザーまたはその関係会社がそれ以外の方法により本トラストとの関係から利益を得られるか否かについても検討し、アドバイザーは、本信託の株式委託売買に関係してソフトダラー取り決めを維持していないことに注目した。

受託者会は、各新 ETF の資産規模の成長に伴い生じる規模の経済またはその他の効率性に関する情報を精査した。受託者会は、本件契約が、新 ETF の資産の増加に伴う各新 ETF の投資顧問報酬率のブレイクポイントを定めていないことに注目した。しかしながら受託者会はさらに、比較的低い投資顧問報酬を設定し、報酬を低くすることの利益を運用開始時から新 ETF と効果的に共有することにより、新 ETF について(幾つかの要素の中でも)将来における規模の経済が斟酌されているというアドバイザーの主張に注目した。受託者会は、新 ETF の規模の成長に伴う手数料の監視を続け、費用のブレイクポイントを保証できるか否かを評価するつもりであることに着目した。

受託者会は、適切な場合、類似するファンド(すなわち、債券指数に連動する ETF)が支払った手数料に関する比較可能な情報の検討を通じて、新 ETF の均一手数を評価した。受託者会は、リッパー・アナリティカル・サービスズ(Lipper Analytical Services)のデータおよび類似 ETF に関する比較可能な関連情報に基づいて、新 ETF について類似 ETF の母集団を検討した。受託者会はまた、新 ETF の見積費用率についても検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、各新 ETF の本件契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。本件契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 新 ETF についてアドバイザーが提供することが期待されるサービスの質および範囲は適切である。
- (b) 新 ETF のアドバイザーの報酬および均一手数は、提供されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (c) アドバイザーまたはその関係会社に対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (d) アドバイザーに支払う報酬は、本トラスの比較的低い報酬構造によって、新 ETF に関する規模の経済を共有することが期待される。

2014年6月30日までに開催された対面による会議において、受託者会は、アドバイザーと、アドバイザーの関係会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド(以下「SSgA リミテッド」という。)との間の、SSgA リミテッドがサブアドバイザーを務める SPDR バークレイズ・インターナショナル・ハイイールド・ボンド ETF (以下「外国債券 ETF」という。)に関するサブアドバイザー契約(以下「SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約」という。)の承認についても検討した。

SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約を検討するに当たり、受託者会は、SSgA リミテッドとアドバイザーが提供した資料を利用した。SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約の承認の是非の決定において、受託者会は、以下を含む様々な要素を検討した。

- (i) SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約に基づき外国債券 ETF に関して SSgA リミテッドが提供するサービスの性質、範囲および質
- (ii) SSgA リミテッドの外国債券の運用の経験

受託者会は、SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約に基づきアドバイザーが SSgA リミテッドに支払うこととなる現在の投資顧問報酬の額について情報を入手し、この報酬がアドバイザーにより直接支払われるものであり、外国債券 ETF が支払う報酬を増加させることにならないことについても検討した。

受託者会は、SSgA リミテッドの経営幹部の経歴および経験と、特に SSgA リミテッドの外国債券への投資経験について検討した。

受託者会(個別に議決権を行使する独立受託者を含む。)は、前記の要素について比較検討した上で、外国債券 ETF の SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約を承認した。かかる要素のいずれも、それ自体が決め手となるものではなく、受託者毎に評価の度合いは違っていた可能性がある。SSgA リミテッド・サブアドバイザー契約に関する受託者会の結論は以下のとおりであった。

- (a) 外国債券 ETF について SSgA リミテッドが提供することが期待されるサービスの質および範囲は適切である。
- (b) SSgA リミテッドの外国債券運用の経験は豊富である。
- (c) SSgA リミテッドの外国債券 ETF に関する報酬および均一手数料は、提供されたまたは提供が予定されるサービスに関して考慮すれば、公正かつ妥当である。
- (d) SSgA リミテッドに対するさらなる利益は、受託者会の結論に影響するような重要性はない。
- (e) SSgA リミテッドに支払う報酬は、外国債券 ETF と規模の経済を共有することが期待される。

## 受託者

氏名、住所および 生年月日	ファンド における地位	在任期間および 在職期間	過去5年間の 主な職業	受託者が監督す るファンド・コ ンプレックスに 属するポート フォリオ数	受託者の 兼職の状況
<b>独立受託者</b>					
FRANK NESVET c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1943年	独立受託者、 会長、受託者 会会長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年9月以降	リブラ・グルー プ・インク(金融 サービスコンサ ルティング会社) 最高経営責任者 (1998年～現在)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
DAVID M. KELLY c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1938年	独立受託者、 監査委員会委 員長	在任期間：無制 限 在職期間：2000 年9月以降	退職	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
BONNY EUGENIA BOATMAN c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1950年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	退職(2005年～ 現在) バンク・オブ・ アメリカ、コロ ンビア・マネジ メント・グルー プ、マネージン グ・ディレク ター(1984年～ 2005年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)
DWIGHT D. CHURCHILL c/o SPDR Series Trust State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1953年	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	CFA インスティ テュート、最高 経営責任者兼プ レジデント(2014 年～現在) 2010年以降自営 コンサルタント フィデリティ・ インベストメン ツの債券担当責 任者その他の管 理職(1993年～ 2009年)	179	SPDR インデッ クス・シェア ズ・ファンズ(受 託者)、SSgA ア クティブ ETF ト ラスト(受託者)、 SSgA マス ター・トラスト (受託者)、アフ リエイテッド・ マネージャー ズ・グループ・ インク(ディレク ター)
CARL G. VERBONCOEUR c/o SPDR Series Trust	独立受託者	在任期間：無制 限 在職期間：2010 年4月以降	2009年以降自営 コンサルタント ライデックス・ インバツメン	179	ザ・モトレイ・ フール・ファン ズ・トラスト(受 託者)、SPDR イ

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業	受託者が監督するファンド・コンプレックスに属するポートフォリオ数	受託者の兼職の状況
State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111-2900 1952年			ツ、最高経営責任者(2003年～2009年)		インデックス・シェアズ・ファンズ(受託者)、SSgA アクティブ ETF トラスト(受託者)、SSgA マスター・トラスト(受託者)

#### 利害関係のある受託者

JAMES E. ROSS* SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1965年	利害関係のある受託者	在任期間：無制限 在職期間：2010年4月以降	SSgA ファンズ・マネジメント・インク、会長兼ディレクター(2005年～現在) SSgA ファンズ・マネジメント・インク、プレジデント(2005年～2012年) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ、シニア・マネージング・ディレクター兼プリンシパル(2006年～現在)**	209	SPDR インデックス・シェアズ・ファンズ(受託者)、SSgA アクティブ ETF トラスト(受託者)、SSgA マスター・トラスト(受託者)、セレクト・セクター SPDR トラスト(受託者)、ステート・ストリート・マスター・ファンズ(受託者)、ステート・ストリート・インスティテューショナル・インベストメント・トラスト(受託者)
--	------------	----------------------------	---	-----	---

\*ロス氏は、アドバイザーとの雇用関係およびアドバイザーの関係会社における所有持分のために、利害関係のある受託者となっている。ロス氏は、過去にも、2005年11月から2009年12月まで、利害関係のある受託者を務めていた。

\*\*当該期間中に様々な会社および/または関係会社において勤務していた。

#### 役員

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
ELLEN M. NEEDHAM SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1967年	プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年10月以降	SSgA ファンズ・マネジメント・インク、プレジデント兼ディレクター(2012年～現在)、SSgA ファンズ・マネジメント・インク、最高運営責任者(2010年5月～2012年6月)、SSgA ファンズ・マネジメント・インク、シニア・マネージング・ディレクター(1992年～2012年)*、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ、シニア・マネージング・ディ

氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業 レクター(1992年～現在)*
ANN M. CARPENTER SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1966年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2012年8 月以降	SSgA ファンズ・マネジメント・ インク、最高運営責任者(2014年 4月～現在)、ステート・ストリー ト・グローバル・アドバイザーズ および SSgA ファンズ・マネジメ ント・インク、バイス・プレジデ ント(2005年～現在)*
MICHAEL P. RILEY SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1969年	バイス・プレジデント	在任期間：無制限 在職期間：2005年2 月以降	ステート・ストリート・グローバ ル・アドバイザーズおよび SSgA ファンズ・マネジメント・イン ク、バイス・プレジデント(2008 年～現在)、ステート・ストリー ト・グローバル・アドバイザーズ および SSgA ファンズ・マネジメ ント・インク、プリンシパル (2005年～2008年)
CHRISTOPHER A. MADDEN State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1967年	秘書役	在任期間：無制限 在職期間：2013年8 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデントおよびシニ ア・カウンセラー(2013年～現在)、 アトランティック・ファンド・ サービスズ、カウンセラー(2009年 ～2013年)、シティグループ・ ファンド・サービスーズ LLC、バ イス・プレジデント(2005～2009 年)*
DANIO MASTROPIERI State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0326 Boston, MA 02116 1972年	秘書役補佐	在任期間：無制限 在職期間：2013年8 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデントおよびカウ ンセル(2013年～現在)、シティ・ ファンド・サービスーズ・オハイ オ・インク、バイス・プレジデ ント(2007～2013年)*、**
CHAD C. HALLETT State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1969年	財務部長	在任期間：無制限 在職期間：2010年11 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(2001年～ 現在)*
MATTHEW FLAHERTY State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116 1971年	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2005年5 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(1994年～ 現在)*
LAURA F. DELL State Street Bank and Trust Company Four Copley Place, CPH0328 Boston, MA 02116	財務副部長	在任期間：無制限 在職期間：2007年11 月以降	ステート・ストリート・バンク・ アンド・トラスト・カンパニー、 バイス・プレジデント(2002年～ 現在)*



氏名、住所および生年月日	ファンドにおける地位	在任期間および在職期間	過去5年間の主な職業
1964年			
BRIAN HARRIS SSgA Funds Management, Inc. State Street Financial Center One Lincoln Street Boston, MA 02111 1973年	最高コンプライアンス責任者	在任期間：無制限 在職期間：2013年11月以降	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズおよびSSgAファンズ・マネジメント・インク、バイス・プレジデント(2013年～現在)、BofA グローバル・キャピタル・マネジメント、シニア・バイス・プレジデントおよび投資コンプライス国際責任者(2010年～2013年)、AARP フィナンシャル・インク、コンプライアンス担当ディレクター(2008年～2010年)

- \* 記載されている期間中、多くの役職を務め、多くの関係会社に勤務した。
- \*\* 記載されている期間中、多くの役職を務め、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーまたはその関係会社がサービスを提供する関係を有しないミューチュアル・ファンドまたはクローズドエンド型ファンドに勤務した。

追加情報書には、受託者に関する追加情報が記載されており、無料で、1-866-787-2257 (通話料無料)に電話で請求し、入手することができる。

## SPDR シリーズ・トラスト

### 受託者

Bonny E. Boatman  
Dwight D. Churchill  
David M. Kelly  
Frank Nesvet (会長)  
James E. Ross  
Carl G. Verboncoeur

### 役員

Ellen M. Needham (プレジデント)  
Ann Carpenter (バイス・プレジデント)  
Michael P. Riley (バイス・プレジデント)  
Chad C. Hallett (財務部長)  
Matthew W. Flaherty (財務副部長)  
Laura F. Dell (財務副部長)  
Christopher A. Madden (秘書役)  
Danio Mastropieri (秘書役補佐)  
Brian Harris (最高コンプライアンス責任者)

### 投資顧問

SSgA Funds Management, Inc.  
State Street Financial Center  
One Lincoln Street  
Boston, MA 02111

### 販売会社

State Street Global Markets, LLC  
One Lincoln Street  
Boston, MA 02111

### 保管会社、アドミニストレーターおよび名義書換代理人

State Street Bank and Trust Company  
One Lincoln Street  
Boston, MA 02111

**法律顧問**

Bingham McCutchen LLP  
2020 K Street NW  
Washington, DC 20006

**独立した登録公認会計士事務所**

Ernst & Young LLP  
200 Clarendon Street  
Boston, MA 02116

本ファンドのシェアは、ステート・ストリート・コーポレーションの完全子会社であるステート・ストリート・グローバル・マーケットツ LLC により販売される。ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ LLC は、FINRA および SIPC のメンバーである。

**本報告書に含まれる情報は、本トラスのシェア保有者への情報提供を目的としている。本報告書は、本トラスに関する重要な情報を含む本トラスの最新の目論見書が事前にまたは同時に提供されていない限り、投資を検討している人に配布することは認められていない。最新の目論見書および SAI は、1-866-787-2257 に電話して販売会社から入手することも、[www.spdrs.com](http://www.spdrs.com) のサイトで入手することもできる。投資を行う前に目論見書を慎重にお読み頂きたい。**